

坂下診療所・坂下老人保健施設  
運営事業候補者公募要項



中津川市

令和4年8月8日

## 目 次

1	運営事業候補者公募の目的	4
2	運営事業候補者募集の趣旨	4
3	施設の概要	4
	(1) 名称等	4
	(2) 建物・敷地	5
4	事業開始スケジュール	5
5	管理の基準	5
	(1) 法令等の遵守	5
	(2) 許認可の取得	6
	(3) 診療日・診療時間等	6
6	運営事業者が行う業務の内容	6
	(1) 坂下診療所における診療に関する業務	6
	(2) 坂下診療所の利用に係る料金に関する業務	7
	(3) 建物、設備、器具等の維持管理に関する業務及び費用負担	7
	(4) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供	8
	(5) 前各号に掲げるもののほか、市又は運営事業候補者が必要と認める業務	8
	(6) 中津川市民病院との連携等	8
7	リスク分担	8
8	医療事故等への対応	10
9	運営に関する事項	11
	(1) 収入	11
	(2) 管理経費	11
10	職員の処遇について	11
	(1) 再就職を希望する職員の受入れ	11
11	募集に関する事項	11
	(1) 募集及び選定のスケジュール	11
	(2) 募集及び選定手続き	12
12	応募に関する事項	12
	(1) 応募資格	12
	(2) 応募の制限	13
	(3) 提出書類	13
	(4) 応募に係る費用負担	14
	(5) 留意事項	14
13	審査及び選定に関する事項	14
	(1) 選定方法	14

(2) 選定委員会による審査.....	15
(3) 選定結果の通知及び公表.....	15
<b>1 4 評価基準</b> .....	15
<b>1 5 合意書の締結</b> .....	15
(1) 基本契約書の締結（締結時期は令和 4 年 11 月頃を予定） .....	15
(2) 最終契約書（事業譲渡の概要を含む）の締結（締結時期は令和 5 年 1 月頃を予定） .....	16
<b>1 6 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置</b> .....	16
(1) 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退.....	16
(2) 指定の取消し .....	16
<b>1 7 無償貸与期間中の運営事業者との契約取消し</b> .....	16
(1) 市による契約取消し .....	16
(2) 不可抗力による契約の取消し.....	17
(3) 無償貸与期間中の契約取消し時の措置に関する事項 .....	17
<b>1 8 協議</b> .....	17
<b>1 9 協議機関の設置</b> .....	17
<b>2 0 運営事業者が管理を開始するまでの引継ぎ</b> .....	17
<b>2 1 その他の留意事項</b> .....	18
<b>2 2 問い合わせ先</b> .....	18

## 1 運営事業候補者公募の目的

中津川市（以下「市」）では、地域医療を守り、将来にわたり安定的かつ継続的に必要な医療介護事業の提供、及びやさか地区を中心とする地域包括ケアシステムの一翼を担うため、中津川市国民健康保険坂下診療所及び坂下老人保健施設（以下「坂下診療所」という。）の運営事業候補者を募集します。

この要項は、坂下診療所を運営する事業者の募集に関し、必要な事項を定めるものです。市では、坂下診療所の新たな運営主体となる民間事業者からのノウハウや提案をとり入れ、施設を最大限に利活用した自立的な医療介護提供体制の構築を目指します。

最終的には、事業譲渡契約により、坂下診療所の建物等施設及び事業は運営事業候補者に譲渡することを予定しています。

## 2 運営事業候補者募集の趣旨

募集は、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により、坂下診療所の施設の具体的な利用方法等について提案を求めるものです。

審査により、第一位運営事業候補者となったものと、契約締結に向けた協議を行い、合意に達した場合には、「15 合意書の締結」に記載する流れに基づき契約を締結する予定です。

市と第一位運営事業候補者との契約が成立しない場合は、第一位運営事業候補者との協議を終了し、第二位運営事業候補者と協議を行うものとします。

## 3 施設の概要

### (1) 名称等

名称：中津川市国民健康保険坂下診療所、坂下老人保健施設

所在地：〒509-9232 岐阜県中津川市坂下 722 番地 1

診療科：内科（透析）・小児科・整形外科・眼科

病床数：療養病床 19 床

介護施設：介護老人保健施設 80 床、デイケア 4 床

建物構造：鉄筋コンクリート造 基礎免震構造 地上 4 階 塔屋 2 階

沿革：

1948 年（昭和 23 年）国民健康保険坂下診療所が開設される。

2001 年（平成 13 年）現在地に移転し、病床数 199 床となる（跡地は現・中津川市坂下総合事務所）

2005 年（平成 17 年）市町村合併により運営主体が坂下町から中津川市に移る。

2018 年（平成 30 年）入院病床 99 床閉鎖し、坂下老人保健施設 80 床を移設する。

2019 年（平成 31 年）入院病棟 81 床閉鎖し、有床診療所になる。

## (2) 建物・敷地

建物及び構造：

鉄筋コンクリート造 基礎免震構造 地上4階 塔屋2階

延床面積：13,452.85 m<sup>2</sup>

敷地面積：23,808.48 m<sup>2</sup>

駐車場：273台

その他施設：職員住宅等

なお、敷地においては一部、借地権が設定されております。

## (3) 施設の構成（主なもの）

区	建物の内容
1階	外来、救急室、薬局、放射線室、検査室、リハビリテーション室 売店、喫茶室、事務室、中央監視室、電気室、機械室、ボイラ室 厨房、霊安室
2階	手術室（3室）・透析（26台（うち、1台は感染用））
3階	老人保健施設（現在は定員80名で運用）
4階	入院病棟（19床で運用）※

※4階の入院病棟は、一般病床基準50床、療養病床基準50床で運用可能なスペースあり

## 4 事業開始スケジュール

新たな運営事業者による事業開始日は、令和5年7月頃を予定しています。

ただし、運営事業者の準備期間を必要とする理由に限り、事業開始日から一定期間（最大2年間）は無償貸与期間として、坂下診療所の建物等施設を運営事業者は無償貸与し、貸与期間終了後に建物等施設を運営事業者が譲受けるスケジュールとする提案も可能とします。

## 5 管理の基準

### (1) 法令等の遵守

運営事業者は、以下の法令等を遵守しなければなりません。

- ①医療法（昭和23年法律第205号）
- ②薬事法（昭和35年法律第145号）
- ③健康保険法（大正11年法律第70号）
- ④介護保険法（平成9年法律第123号）
- ⑤老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- ⑥社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ⑦労働基準法（昭和22年法律第49号）

- ⑧労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）
- ⑨その他、施設の管理運営に適用される法令等

## （2）許認可の取得

運営事業者は、事業開始日までに坂下診療所で実施する事業に必要な官公署の免許、許可、認可等を漏れなく取得し、事業開始の遅延や制限が生じないように責任をもって対応してください。

## （3）診療日・診療時間等

現行の診療日、休診日等は次のとおりです。

### ①診療日 月曜日から金曜日まで

診療時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

受付時間 午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

### ②休診日

ア) 日曜日及び土曜日

イ) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

## 6 運営事業者が行う業務の内容

### （1）坂下診療所における診療に関する業務

#### ア) 基本的医療・介護機能

- ・地域ニーズや他の医療介護施設との機能分担・連携を前提に、運営事業候補者の特色や強みを活かした提案を求めます。

#### イ) 外来

- ・地域ニーズを踏まえ、内科（訪問診療、訪問看護含む）及び透析医療については、事業譲受後、最低 10 年間は継続することを要件とします。
- ・その他の診療科目については、運営事業候補者の提案とします。

#### ウ) 老人保健施設

- ・現行の介護老人保健施設について、事業譲受後、最低 10 年間は継続することを要件とします。但し、代替する介護施設機能を別途提案することも可とします。

#### エ) 入院診療・入居介護施設他

- ・4 階にある最大 100 床を確保することが可能な病棟スペースについては、民間事業者からの積極的な提案を希望します。なお、医療機能の拡充として、現在の 19 床より病床を増やすことを前提とした提案、あるいは介護施設機能の拡充を前提とした提案の場合、運営事業候補者が主体となり、関係行政機関、地域医療構想調整会議、介護保険計画、地元医師会等との調整が必要となることにご留意ください。

その他、運営事業候補者公募の目的を踏まえ、経営の観点等より更なる機能充実を図る提案は可とします。

(2) 坂下診療所の利用に係る料金に関する業務

①料金の収受等

診療所の利用に係る料金を運営事業候補者の収入とし、収受に係る事務の経費は、運営事業候補者の負担とします。

②利用料金及び手数料の決定

利用料金及び手数料の額は、無償貸与期間中は中津川市病院事業の使用料及び手数料徴収条例等に定める額とすることを希望します。ただし、診療料など法令等で定められているものはその額とします。

(3) 建物、設備、器具等の維持管理に関する業務及び費用負担

A. 坂下診療所の無償貸与期間を設ける場合の取扱い

「4 事業開始スケジュール」のただし書きにある無償貸与期間中に発生した費用負担については以下の条件を想定しています。

①施設等の維持管理及び保守、修繕等

ア) 坂下診療所の土地・建物、設備及び付帯施設（以下「施設等」という。）について、無償貸与期間中であっても、修繕の責任その他建物の維持管理に関する責任は、全て運営事業候補者が負います。

なお、運営事業候補者が希望する坂下診療所の施設の維持管理及び保守、修繕のために必要と想定する工事等の内容、費用総額及び市に希望する費用の負担割合等の要望がある場合は、提案事項として(様式6-5)事業計画書(その他)に記載してください。

②施設等の改良工事等

ア) 施設等の改良工事（施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）及び改修工事（施設の機能維持のために必要な工事等をいう。）若しくは更新等は市と運営事業候補者が協議のうえ、市の承認を得たものについて運営事業候補者が行うこととします。

なお、運営事業候補者が希望する坂下診療所の施設改良工事及び改修工事のために必要と想定する工事内容、費用総額及び市に希望する費用の負担割合等の要望がある場合は、(様式6-5)事業計画書(その他)に記載してください。

・①②のいずれかに該当するか疑義があるときは、市と運営事業候補者間において協議を行い決定するものとします。

### ③備品の貸与、修繕、更新等

- ア) 市は、坂下診療所に属する備品を無償で運営事業候補者に貸与し、運営事業候補者は、無償貸与期間中、備品を常に良好な状態に保つものとし、
- イ) 備品の修繕、更新及び新規購入は、運営事業候補者が実施するものとし、この場合における費用負担は、次のとおりとします。
- ・備品の修繕、更新及び新規購入のうち、高額な費用負担が発生する場合は、市と協議のうえ、事業支援交付金の対象とするかを決定することとします。
  - ・前号に掲げるもの以外のものについては、運営事業候補者が負担します。

### B. 坂下診療所の事業譲渡後の取扱い

施設維持、施設等の改良工事、備品の貸与、修繕、更新等については、運営事業候補者の経営判断の中で、原則として運営事業候補者の負担とします。

また、土地建物を譲渡する場合、市は契約不適合責任を負うことはなく、また、税務上の問題（贈与による益金）は全て運営事業候補者が負担します。

### (4) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供

喫茶事業と売店事業について、無償貸与期間中は市との契約事項となります。譲渡後は、改めて喫茶事業と売店事業については運営事業候補者と喫茶事業者及び売店事業者間で契約について契約更新手続等を行う必要があります。

### (5) 前各号に掲げるもののほか、市又は運営事業候補者が必要と認める業務

地元説明会等、坂下診療所の事業運営に関し、市または運営事業候補者が必要と認める業務については、双方が協力し進めることとします。

### (6) 中津川市民病院との連携等

その他、中津川市内の医療機能を考慮した上で、中津川市民病院の事業運営、機能連携等に対し提案や希望がある場合は、（様式6-3）事業計画書（実施する医療・介護提供機能）に記載してください。

## 7 リスク分担

リスク分担の基本的な考え方について、事業譲渡完了後の全ての責任は、運営事業候補者となります。

ただし、「4 事業開始スケジュール」のただし書きにある無償貸与期間を設ける場合、貸与期間中に発生したリスク負担については現段階では表1を想定しております。

なお、最終的には市と運営事業候補者との間における協議の上、契約の締結を行う際に定めます。



無償貸与期間のリスク分担案（表1）

項目	内容	リスク分担	
		市	運営事業者
包括的管理責任	—		○
緊急時の対応	利用者の安全確保、避難誘導		○
官公署の免許、許可、認可等	申請、届出		○
情報の安全管理			○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	運営事業者が業務又は協定内容を不履行		○
運営費の上昇	運営事業者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	両者の協議	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
	運営事業者に影響を及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
	上記以外の税制変更		○
診療・介護報酬の改定	収入・支出の増減		○
補助金の交付	申請書類の作成		○
	申請書類の提出		○
書類の誤り	募集要項等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等運営事業者が提案した内容の誤りによるもの		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○

施設・設備・備品（医療機器、什器備品等）の管理	維持管理		○
	運営事業者の管理上における瑕疵及び運営事業者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		○
	施設・設備の改良・改修	○	○
	備品の修繕・更新・新規購入 【高額な費用負担が発生する場合】 ※対象物品については両者の協議にて決定	○	○
	備品の修繕・更新・新規購入 【高額な費用負担が発生しない場合】		○
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	医療事故等		○
	運営事業者が故意又は過失により坂下診療所を損傷または滅失		○
	運営事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたとき		○
	施設の瑕疵による損害賠償	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
保険加入	建物総合損害共済	○	
	病院賠償責任保険		○
	自動車損害共済		○
	上記以外	両者の協議	
譲渡開始（無償貸与開始）時に発生する費用	名称変更等に伴う諸費用		○
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

## 8 医療事故等への対応

新たな運営事業者による事業開始日以降に発生した医療事故等への責任は、全て運営事業者となります。

## 9 運営に関する事項

運営事業者は、運営事業者が行う業務の収入及び市が支払う事業支援交付金等をもって坂下診療所を運営します。

### (1) 収入

#### ①診療報酬等の収入

#### ②事業支援交付金

市は、坂下診療所運営を財政的に支援するため、令和5年7月頃（運営開始）から最長2年間、市の予算額の範囲内において、事業支援交付金を交付することを予定しています。

交付金額について、公募段階では上限額を設定しませんが、市は運営事業者候補者のノウハウや施設を最大限に利活用した自立的な医療介護提供体制の構築に期待していることからより少額となることを希望します。

なお、運営事業者候補者が提案する事業運営を行う上で要求する事業支援交付金の交付希望額については、提案事項として（様式6-4）事業計画書（財務）に記載してください。

### (2) 管理経費

運営事業者候補者は、上記9(1)の収入をもって管理経費を賄うものとします。損失は、運営事業者候補者の責任によるものとし、市は損失の補填を行いません。

## 10 職員の処遇について

### (1) 再就職を希望する職員の受入れ

運営事業者候補者の法人に引き続き再就職を希望する場合には、その職員を運営事業者候補者が採用することを希望します。採用する職員の処遇等については、原則、運営事業者候補者の規程等に従います。

## 11 募集に関する事項

### (1) 募集及び選定のスケジュール

募集要項の配布	令和4年8月8日（月）～9月8日（木）
現地説明会参加申込書の受付	令和4年8月8日（月）～8月17日（水）
現地説明会の開催	令和4年8月21日（日）
質問の受付	令和4年8月22日（月）まで
質問の回答	令和4年8月29日（月）
申請書等の受付	令和4年8月22日（月）～9月8日（木）

選定委員会による審査	令和4年9月14日(水)午後～
審査結果の通知	令和4年9月下旬
基本契約書の締結	令和4年11月頃
最終契約書(事業譲渡の概要を含む)の締結	令和5年1月頃

## (2) 募集及び選定手続き

①募集要項は市ホームページに掲載します。(参考資料を除く)

②現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。

- ・開催日時：令和4年8月21日(日)午後2時から・開催場所：坂下診療所
  - ・申込方法：現地説明会参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、経営企画課へ郵送、電子メール、持参のいずれかの方法による。
  - ・申込期限：令和4年8月17日(水)午後5時00分まで(必着)
  - ・参加人数：各法人2名以内とし、参加に係る交通費等は参加者負担とする。
- ※募集要項等の資料は当日配布しませんので、ご持参ください。

③質問の受付

本要項の内容等に関する質問がある場合、次のとおり質問を受け付け、回答します。  
 所定の質問書(様式2)により、電子メールで提出してください。

- ・受付期間：令和4年8月22日(月)午後5時00分まで(必着)
- ・受付方法：電子メール(電話等の口頭による質問は受け付けません)
- ・回答方法：令和4年8月29日(月)に電子メールにて質問者へ回答します。

④運営事業者指定申請書等の受付

運営事業者指定申請書等を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間：令和4年8月22日(月)～9月8日(木)※土日祝日を除く
- ・受付時間：午前9時～午後5時00分
- ・提出場所：中津川市民病院 病院事業部 経営企画課
- ・提出方法：提出場所に持参もしくは郵送(必着)してください。

※申請書等を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式7)を提出すること。

## 1.2 応募に関する事項

(1) 応募資格

①次のいずれかに該当する法人であるもの

- ア) 医療法第31条に規定する公的医療機関(病院に限る。)の開設者(都道府県、市町村を除く。)
- イ) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの

- ウ) 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 68 条に規定する公立大学法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- エ) 私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- オ) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人
- カ) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条の規定により設立された法人のうち、病院の運営を目的とするもの
- キ) 医療法第 39 条第 2 項に規定する医療法人

なお、坂下診療所は、医療事業である診療所と介護事業である老人保健施設を有するため、運営事業候補者単独で両事業を実施することが困難な場合には、複数の法人と共同で提案することも可能とします。

複数の法人で提案する場合には、提案書に主たる運営事業候補者と従たる運営事業候補者との関係(役割及び責任、資本関係等)を明記ください。提案に合わせて従たる運営事業候補者として社会福祉法人等の設立を予定している場合、法人の設立認可を受けることができる見込みについて関係各局と事前に確認し、その認可の見込及び設立スケジュール、主たる運営事業候補者との関係(人的、資本関係等)を提案書に記載してください。

また、提案段階では、最終的に従たる運営事業候補者が市との契約当事者とすることを想定した提案も可能とします。

## (2) 応募の制限

次に該当する法人は、応募することができません。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により本市における一般競争入札の参加を制限される法人
- ②当該団体の責めに帰すべき事由により、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた後 2 年を経過していない法人
- ③国税又は地方税を滞納している法人
- ④市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第 3 条のいずれかに該当する法人

## (3) 提出書類

申請書類は、正本 1 部、副本 12 部提出してください。

なお、提出書類は、原則として日本産業規格 A4 版とし、ファイル等に綴じて提出してください。

- ①運営事業者指定申請書(様式 3)
- ②申請する法人に関する書類

- ア) 法人の概要（様式4）
  - イ) 法人の登記簿謄本（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）
  - ウ) 定款、寄付行為、規約又はこれらに相当する書類
  - エ) 法人の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する書類
  - オ) 直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録またはこれらに準ずる書類
  - カ) 直近3年分の法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書（申請前3ヶ月以内に取得したもの、未納の税額がないことの証明書）
  - キ) 誓約書（様式5）
  - ク) 事業計画書（様式6—1～5）
- ※事業計画書の作成方法については別紙2を参照

#### （4）応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

#### （5）留意事項

- ①申請書の提出をもって、本要項の記載事項を申請者が承諾したものとみなします。
- ②提出された書類の内容変更及び書類の追加はできません。
- ③追加資料の提出を依頼する場合があります。
- ④提出された書類はすべて返却いたしません。
- ⑤提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑥法人の提出する書類の著作権は、運営事業候補者が決定するまでの間は申請者に帰属します。運営事業候補者の決定後、選定された申請書類の著作権は市に帰属し、選定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。  
ただし、申請書類等は市において複写できるものとします。また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。
- ⑦選定された法人の申請内容については、市が公表できるものとし、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

### 1.3 審査及び選定に関する事項

#### （1）選定方法

運営事業候補者の選定にあたっては、選定委員会を設置し、申請者から提出された事業計画書等について審査し、運営事業者に最も相応しい法人（運営事業候補者）を選定します。

## (2) 選定委員会による審査

### ①実施方法

提出された申請書等、提案説明により、選定委員会が審査・選定します。

### ②審査内容

評価基準に基づき、書面審査・提案説明を踏まえ、選定委員が評価項目を採点し、運営事業候補者を選定します。

### ③提案説明

ア) 申請者による提案説明を行い、選定委員が提案説明に対して、質問します。

イ) 提案説明は、1 法人につき 50 分以内（提案説明 30 分以内[市からの説明時間含む] 質疑応答 20 分以内）とします。

ウ) 提案説明は、非公開とします。

エ) 提案説明は提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は原則認めません。

オ) 提案説明の日時・場所については、各申請者に通知します。

## (3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請者に通知するとともに市ホームページ上において公表します。

## 1.4 評価基準

具体的な評価項目及び配点は、別紙3のとおりとします。なお、審査には最低基準を設定します。最低基準は総得点の6割とし、申請者の総合得点が最低基準に満たない場合は、不合格とします。すべての申請者が最低基準を満たさない場合、最高得点法人は事業計画書を再提出し、再度選定委員会の審査に付することができるものとします。

## 1.5 合意書の締結

### (1) 基本契約書の締結（締結時期は令和4年11月頃を予定）

市と運営事業候補者は、令和5年7月頃を予定している坂下診療所運営開始に向け、双方の協議内容を踏まえ、主に以下の内容について記載した基本契約書を締結します。

#### ①坂下診療所の無償貸与期間の事業運営方針について

- ・坂下診療所の医療介護機能（診療科、政策的医療等の基本的な内容等）
- ・無償貸与期間中における建物、設備、器具等の維持管理に関する業務及び費用負担
  - 施設等の維持管理及び保守、修繕等
  - 施設等の改良工事等
  - 備品の貸与、修繕、更新等
- ・運営に関する事項（事業支援交付金等の費用負担を含む）
- ・リスク分担 等

(2) 最終契約書（事業譲渡の概要を含む）の締結（締結時期は令和5年1月頃を予定）

市と運営事業候補者は、基本契約書の内容に加え、坂下診療所の無償貸与期間の事業運営を実行するための要件等をより明確化した最終契約書を締結します。

また、最終契約書締結時の段階で合意した事業譲渡に関する内容についても契約書に記載する予定です。

## 1.6 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

(1) 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず辞退届を提出してください。選定結果通知後に辞退した場合、市が被った損害について、賠償請求することがあります。

(2) 指定の取消し

運営事業候補者の業務開始前までの期間に、次の事項のいずれかに該当した場合は、運営事業候補者としての決定又は運営事業者（以下、「運営事業者等」という。）の指定を取り消すこととします。取消しとなった場合には、選定委員会において第二位に決定した申請者を運営事業候補者として選定することとします。（第二位の申請者について、同様の事態が発生した場合は、第三位以降の申請者について順次同様に取扱うこととします。）

- ①運営事業者等との交渉結果より、双方が交渉の継続を断念したとき。
- ②運営事業者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- ③運営事業者等の資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ④運営事業者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ⑤運営事業者等が正当な理由なくして「1.5 合意書の締結」にある契約書の締結に応じないとき。
- ⑥運営事業者等が本要項に定める応募資格を失ったとき又は応募資格がないことが判明したとき。
- ⑦その他運営事業者等に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

## 1.7 無償貸与期間中の運営事業者との契約取消し

(1) 市による契約取消し

市は、運営事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その契約を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

- ①市からの改善の勧告に応じないとき。
- ②本業務の履行に際し不正行為があったとき。
- ③市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。



- ④運営事業者が基本契約書及び最終契約書の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- ⑤運営事業者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- ⑥従たる運営事業者や下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合であって、運営事業者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、運営事業者が当該従たる運営事業者等との契約の解除の求めを拒否したとき。
- ⑦自らの責めに帰すべき事由により運営事業者から本協定の解除の申出があったとき。
- ⑧その他運営事業者の責めに帰すべき事由により本業務を継続することが適当でないと市が認めたとき。

## (2) 不可抗力による契約の取消し

市及び運営事業者は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して契約取消しの協議を求めることができるものとします。運営事業者は、契約の取消しを申し出る場合は、その取消しを受けようとする日の1年前までに申し出、市と協議するものとします。協議の結果、やむを得ないと判断されたときは、市は契約の取消しを行うものとします。この際に、市及び運営事業者に発生する損害、損失及び増加費用の取扱いは、市と運営事業者の協議により決定するものとします。

## (3) 無償貸与期間中の契約取消し時の措置に関する事項

運営事業者は、無償貸与期間満了前の契約の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、市が再度の診療所開設をする場合には、円滑かつ支障なく、市が再度診療所の開設許可等を得られるまで、診療所の業務を継続し、その後引継ぎを行うものとします。その他、次の事業者を引き継ぐ場合には、円滑かつ支障なく、次の事業者を選定し、同事業者が運営を開始できるまでの間、診療所の業務を継続し、その後引継ぎを行うものとします。

## 18 協議

募集要項に定めない事項については、運営事業者との協議により定めます。

## 19 協議機関の設置

坂下診療所の施設等の整備及び運営に関する重要事項を協議するため、市と運営事業者で構成する組織を設けることとします。

## 20 運営事業者が管理を開始するまでの引継ぎ

無償貸与期間前の6ヶ月間を引継期間とします。運営事業者は、医療及び介護の質の継続及び向上を図るため、医師等スタッフの確保に協力することとします。

## 2.1 その他の留意事項

市は運営事業者が管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、契約を取り消すことができることとし、この場合、運営事業者の損害に対しては、市はその責めを負わないものとします。また、取消しに伴う市の損害について、運営事業者に損害賠償を請求することがあります。

## 2.2 問い合わせ先

中津川市民病院

病院事業部 経営企画課 <担当：長谷川尚輝、丸山和之>

〒508-8502

岐阜県中津川市駒場 1522 番地の 1

E-Mail : nmgh-jimu@city.nakatsugawa.gifu.jp

参考資料（希望者に配布しますので、上記問い合わせ先までメールでご連絡下さい）

- 1 決算書（過去 3 年分）
- 2 施設基準等一覧
- 3 固定資産一覧（主なもの）
- 4 委託契約、貸借契約の一覧
- 5 敷地平面図